

◎新潟県告示第1191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年8月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県佐渡市三川2674の94
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅